除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第２号

福岡県北九州市八幡西区中の原二丁目１９番３号中の原メディカルタウンＡ２０４
申立人　株式会社常
代表者代表取締役　福岡　健人
権利の届出の終期　令和８年１０月８日
令和８年１０月２１日　宇都宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
（１）　土地１
所在　鹿沼市口粟野字岩岸下ノ沢
地番　４７２番
地目　山林
地積　５５５３平方メートル
（２）　土地２
所在　鹿沼市口粟野字岩岸上ノ沢
地番　５１０番
地目　山林
地積　２０８平方メートル
（３）　登記年月日番号
宇都宮地方法務局明治４１年１２月１９日受付第２３０３号
（４）　登記した権利の内容
土地１
登記の目的　賃借権設定
原因　明治４１年１２月１８日設定
借賃　１年５０銭
支払期　毎年１２月２０日
存続期間　明治４１年１２月１８日から明治６１年１１月２０日まで
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　鹿沼市下日向６５番地
福田　浅吉
土地２
登記の目的　賃借権設定
原因　明治４１年１２月１８日設定
借賃　１年２銭
支払期　毎年１２月２０日
存続期間　明治４１年１２月１８日から明治６１年１１月２０日まで
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　鹿沼市下日向６５番地
福田　浅吉

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５７号

秋田県大館市茂内字蛇沢口58番地３
債務者　有限会社石垣建設
代表者代表取締役　石垣　利雄
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分

秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第１１０号

三重県志摩市磯部町恵利原144番地２
債務者　有限会社藤水産
代表者取締役　加藤　真助
１　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若林　直樹
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時15分

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第８７５号

千葉県柏市根戸599番地１
債務者　有限会社青柳
代表者取締役　青柳　　薫
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山川　　彩
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午前10時

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９６５号

千葉県柏市十余二164番地の108号
債務者　株式会社シー・エフ・シー
代表者代表取締役　上久保勇三
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今野　　遼
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午前10時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９７３号

千葉県松戸市小山501番地の６―511号
債務者　株式会社Ａｏｉ
代表者代表取締役　清水　唯后
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩川　　遼
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時20分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１９１５号

東京都調布市上石原一丁目31番地42
債務者　合同会社サクラット
代表者代表社員　櫻井久美子
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　船戸　　暖
４　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時30分

東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３５９号

岐阜県羽島市福寿町平方十一丁目５番地
債務者　株式会社大津
特別代理人　弁護士　伊藤健文
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
４　破産債権の届出期間　令和８年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午前11時10分

岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第６７７号

岡山市北区錦町３番14号
債務者　医療法人聖道会西川クリニック
代表者理事長　今井　寛途
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　妻鹿安希子
４　破産債権の届出期間　令和９年１月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時50分

岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１号

島根県出雲市天神町71番地
債務者　株式会社Ｏｗｌｐｅｅｐｓ．ＣＯ．ＬＴＤ
代表者代表取締役　角田　　重
１　決定年月日時　令和８年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　射場かよ子
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第２０号

島根県益田市美都町山本イ18番地１
債務者　株式会社ジオテック
代表者代表取締役　山下　　優
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　　尚
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時15分

松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第８７１号

北九州市八幡西区上上津役五丁目19番18号
債務者　株式会社メディアリンク
代表者代表取締役　今手　有美
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上地　和久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時15分

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部